

# 「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律」の成立にかかる J Aバンク・J Fマリンバンクの見解

平成 2 4 年 4 月 2 7 日  
J A バ ン ク  
J F マ リ ン バ ン ク

本日、「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律」が成立しました。

J Aバンク・J Fマリンバンクは、ゆうちょ銀行と同じく、過疎地や中山間地域および離島・半島地域を含め、全国各地で金融サービスを提供する社会インフラとして、官と民との役割分担のもと、地域社会に貢献してまいりました。

こうしたなか、J Aバンク・J Fマリンバンクは、郵政改革について、金融2社への政府の関与が続く限り、他の民間事業者との間の競争条件の公平性が確保されず、民業圧迫につながることから、預入限度額の引上げや個人向け貸出業務の実施等の業務範囲の拡大を行わないよう要望してまいりました。

今回成立した改正法では、金融2社の株式の処分については、これまで設けてきた期限を撤廃した上で、将来的には全ての処分を目指すとしています。また、附帯決議において、預入限度額については、当面は引上げず、仮に引上げを検討する際には民業圧迫とならないか検証すること、新規業務規制については、金融2社株式の1/2以上処分後に移行する一定の義務を課した届出制の運用に関して、公平・中立な立場の郵政民営化委員会による対等な競争条件確保のための事前検証等に努めることとされました。

J Aバンク・J Fマリンバンクとしては、政府出資が残る段階での日本郵政グループは、官業とみなさざるをえず、政府関与が続く限りにおいては、預入限度額の維持や、公平な競争条件を確保するための金融2社の新規業務規制を徹底し、民業圧迫とならないよう、民業の補完に徹するべきと考えます。

改正法において適正な競争環境への配慮が定められ、国会審議や附帯決議において、政府出資が残る間は、公平な競争条件の確保に配慮した制度設計・運用がなされることが確認されたところですが、今後は、改正法の趣旨や国会審議および附帯決議の内容を踏まえ、民業圧迫とならないよう、適正な制度運用がなされることを強く希望いたします。

以上

(本件に関する照会先)

農林中央金庫 広報企画室(岡元, 田澤) TEL. 03-5222-2017